

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和 8 年 10 月 26 日

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 企業団有地マネジメント包括支援業務
- (2) 業務履行場所 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404 番地 7
上記のほか、受注者の業務実施場所その他業務遂行に必要な場所
- (3) 業務内容 4 (2) により交付する仕様書等のとおり
- (4) 業務量の目安 114,604 千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。
- (5) 契約期間 契約日から 3 年間（長期継続契約）
- (6) 契約方法 別添「企業団有地マネジメント包括支援業務 公募型プロポーザル説明書」（以下「説明書」という。）に定める。

2 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q7 諸サービス」に登録がある者であること（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）または奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、補償コンサルタント「総合補償」部門の資格を有すること。
- (7) 奈良県内に本店または営業所を有していること。
- (8) 平成 29 年 4 月 1 日以降、公告日まで完了した「用地補償総合技術業務」の元請実績（国または地方公共団体が発注したもの）を有していること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「２ 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当部局

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 404 番地 7
奈良県広域水道企業団 総務部 契約財産課 契約管財係
T E L 0744-32-1264 (直通)

(2) 説明書及び仕様書の配布

公募開始日から令和 8 年 1 2 月 2 日までの午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後 1 時までを除きます。）の間に、(1)の担当部局において配布する。または奈良県広域水道企業団のホームページから入手するものとする。

(3) 質問の受け付け

(2)により配布する説明書に示すところによる。

(4) 参加申込書、企画提案書等の提出

(2)により配布する説明書に示すところによる。

5 受託者の選定

4 (2)により配布する説明書に示すところによる。

6 予算の減額又は削除に係る契約の解除等

- (1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約変更し、又は解除することがあります。
- (2) 前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、契約者に損害を与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することができます。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細については、4 (2)により配布する説明書に示すところによる。